

法制度上の支援措置

都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画制度	P. 1
国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域制度	P. 2
総合特別区域法に基づく総合特別区域制度	P. 3
構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域制度（新たな規制の特例措置の提案及び構造改革特別区域計画の認定）	P. 4
地域再生法に基づく地域再生制度（地域再生法に基づく補助対象財産の転用承認手続きの特例）	P. 5
中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画の認定制度	P. 6
公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）	P. 7
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	P. 8
株式会社農林漁業成長産業化支援機構法	P. 9
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）に基づく農商工等連携事業計画の認定	P. 10
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（地域資源法）に基づく地域産業資源活用事業計画の認定	P. 11
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（新事業活動促進法）に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定	P. 12
地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定制度	P. 13
地域商店街活性化法に基づく商店街活性化支援事業計画の認定制度	P. 14
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通再編事業	P. 15
都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素まちづくり計画制度	P. 16
都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度	P. 17

施策名	都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画制度	区分（新規・継続・変更）
		継続
根拠条項	都市再生特別措置法第19条の13	
概要	大規模災害が発生した場合の主要駅周辺等の地域における滞在者等の安全確保を図るため、都市再生緊急整備地域において、官民から構成される都市再生緊急整備協会（以下「協議会」という。）が、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備・管理や退避経路への誘導、災害情報・運転再開見込等の交通情報の提供、備蓄倉庫の提供、避難訓練等について定めた都市再生安全確保計画を作成することができ、都市再生安全確保計画に記載された事業等については、予算、規制緩和等の支援を受けることができる。	
対象者	地方公共団体等	
支援要件	<p>都市再生安全確保計画の記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針 ○都市再生安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項 ○都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項 ○その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項 ○滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項 ○その他滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項 	
支援内容	<p>都市再生安全確保計画の作成・公表された場合の支援措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく建築確認、耐震改修計画の認定等の手続きを一本化 ・計画に記載された備蓄倉庫等の部分を容積率不算入 ・計画に記載され管理協定の対象となった備蓄倉庫への課税の特例措置 ・都市公園に備蓄倉庫等を設置する際の占用許可手続きを迅速化 ・計画に記載された事業実施への予算支援 	
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助金を受ける手順は、以下のとおり。 なお、本事業の活用にあたっては事前にご相談ください。 （都市再生安全確保計画策定事業費補助金交付要綱（平成25年5月16日府地活第222号））</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助事業者が内閣府に対し補助金交付の申請 （補助事業者が民間事業者等の場合は、関係地方公共団体への意見照会による調査等を行う。） ② 申請内容が適当だと認められるときは、内閣府が補助金の交付を決定し補助事業者に通知 ③ 補助事業者による補助事業の実施 ④ 補助事業者は、補助事業の完了後、内閣府に補助事業の実績を報告 ⑤ 内閣府は実績報告の内容の審査後、補助金の額を決定し、補助事業者に通知 ⑥ 内閣府が補助事業者に対し補助金を交付 	
備考		
連絡先	内閣官房 地域活性化統合事務局	TEL : 03-5510-2171□ FAX : 03-3591-1972 URL : http://www.kantei.go.jp/ip/singi/tiiki/

施策名	国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域制度	区分（新規・継続・変更）
		新規
根拠条項	国家戦略特別区域法	
概要	<p>内閣総理大臣主導で、国の成長戦略を実現するため、大胆な規制改革等を実行するための突破口として、「国家戦略特区」を創設し、国・自治体・民間の各主体が三者一体となって取り組む案件であって、世界からの投資を惹きつける程度にインパクトのあるものを、スピード感をもって実現していく。</p> <p>現在、東京圏、関西圏、新潟市、養父市、福岡市、沖縄県の6区域が指定されている。</p>	
対象者	国から指定を受けた区域	
支援要件	<p>国家戦略特別区域会議において区域計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、規制の特例措置が適用される。併せて、税制・金融上の支援措置も適用できることとなる。</p>	
支援内容	<p>国家戦略特区において適用される規制改革事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市再生・まちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・容積率、用途等土地利用規制の見直し ・エリアマネジメントの民間開放（道路の占用基準の緩和） ・滞在施設の旅館業法の適用除外 ○教育 <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置） ○雇用 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件の明確化 ・有期雇用の特例 ○医療 <ul style="list-style-type: none"> ・国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁 ・病床規制の特例による病床の新設・増床の容認 ・保険外併用療養の拡充 ・医学部の新設に関する検討 ○歴史的建築物の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・古民家等の活用のための建築基準法の適用除外 ・歴史的建築物に関する旅館業法の特例 ○農業 <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会と市町村の事務分担 ・農業への信用保証制度の適用 ・農家レストランの農区域内設置の容認 ・農業生産法人の要件緩和 	
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>区域会議を立ち上げ、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、国・地方公共団体・民間事業者の3者の協力・合意のもと、区域計画を作成することとしており、早いものについては、夏までの区域計画策定を想定している。</p>	
備考		
連絡先	<p>内閣府 TEL:03-5510-2462 FAX:03-3591-1973 地域活性化推進室 URL:http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/index.html</p>	

施策名	総合特別区域法に基づく総合特別区域制度	区分（新規・継続・変更）
		継続
根拠条項	総合特別区域法	
概要	<p>総合特別区域制度は、地域がめざす政策課題の解決の基本的方向性を国と地域とで共有できるものについて総合特別区域（総合特区）として指定する。その上で、当該区域における取組の考え方について、国際戦略総合特区にあっては国際競争力強化方針、地域活性化総合特区にあっては地域活性化方針としてそれぞれ定めた上で、必要となる規制の特例措置等の在り方について、国と地方の協議会を通じ、関係省庁からの代替案の提示も含め、国と地域の協働プロジェクトとして進める。具体化した規制の特例措置等について、国際戦略総合特別区域計画又は地域活性化総合特別区域計画として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施するもの。</p>	
対象者	地方公共団体、民間企業、NPO等による官民共同の協議会	
支援要件	<p>地域の取組主体による「地域協議会」における協議等を踏まえ、総合特別区域の指定申請及び新たな規制の特例措置等に関する提案を行う。総合特別区域として指定された場合、国と地方の協議会における協議等を踏まえ、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置が講じられることとなる。</p>	
支援内容	<p>規制の特例措置については、指定申請に併せて行われた地域からの提案に基づき、法に基づいて、関係省庁と地域の主体を構成員として設置される国と地方の協議会において協議を行う。その結果、協議の調ったものについては、新たな規制の特例措置として整備され、具体化した規制の特例措置等について、国際戦略総合特別区域計画又は地域活性化総合特別区域計画として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施することとなる。</p>	
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ol style="list-style-type: none"> ①地方公共団体、実施主体等により構成される地域協議会の協議を経て、地方公共団体が総合特別区域指定を申請。 ②総合特別区域推進本部（本部長：内閣総理大臣）の意見を聴いて、内閣総理大臣が指定。 ③国と地方の協議会で、新たな規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を協議。 ④地方公共団体が総合特別区域計画を作成し、内閣総理大臣が認定。 	
備考	平成25年8月末までに予定している総合特別区域の第四次指定以降は、当面の指定は見合わせるものとしている。	
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL：03-5510-2462 FAX：03-3591-1973 URL： http://www.kantei.go.jp/ip/singi/tiiki/

施策名	構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域制度 (新たな規制の特例措置の提案及び構造改革特別区域計画の認定)	区分(新規・継続・変更) 継続
根拠条項	構造改革特別区域法第3条第3項及び第4条第1項	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな規制の特例措置の提案 新たな規制の特例措置の提案を民間事業者や地方公共団体、個人など、広く国民から募集し、関係府省庁と調整を行った上で、規制の特例措置の実現を目指す。 ○ 構造改革特別区域計画の認定 地方公共団体が作成した構造改革特別区域計画に対し、国が認定を行うことにより、当該地域の特性に応じた規制の特例措置を活用することができ、地域の活性化が図られる。 	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな規制の特例措置の提案・・・地方公共団体、民間事業者、個人 等 ○ 構造改革特別区域計画の認定・・・地方公共団体 	
支援要件	<p>構造改革特別区域計画の記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 ○ 構造改革特別区域の名称、範囲、特性、意義・目標 ○ 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 ○ 特定事業の名称 <p style="text-align: right;">等</p>	
支援内容	<p>構造改革特別区域計画で実施できる特定事業は、構造改革特別区域基本方針の別表1に記載されている特例措置のとおり。</p> <p><特例措置の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定農業者による特定酒類の製造事業【特定事業番号707(708)】 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米等又は果実を原料とした濁酒(「どぶろく」)又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を適用しない。 ○ 特産酒類の製造事業【特定事業番号709】 地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を果実酒については2キロリットルに、リキュールについては1キロリットルに引き下げる。 <p style="text-align: right;">等</p>	
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10月・翌3月頃 規制の特例措置の提案募集 ○ 翌3月・翌8月頃 規制の特例措置の追加について政府の対応方針決定 ○ 5月・9月・翌1月頃 地方公共団体より、構造改革特別区域計画の認定申請 ○ 7月・11月・翌3月頃 内閣府が、構造改革特別区域計画を認定 	
備考		
連絡先	<p>内閣府 TEL : 03-5510-2467</p> <p>地域活性化推進室 FAX : 03-3591-1973</p> <p>URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/index.html</p>	

施策名	地域再生法に基づく地域再生制度 (地域再生法に基づく補助対象財産の転用承認手続きの特例)	区分(新規・継続・変更)
		継続
根拠条項	地域再生法第18条	
概要	補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い、需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続きを簡素合理化する。	
対象者	○地域再生計画の認定： 地方公共団体、複数の地方公共団体の合同、地方公共団体と地域再生計画に係る事業を実施しようとする実施主体(地方公共団体を除く)の共同	
支援要件	<p>地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象施設の現状 ○転用の必要性 ○転用の相手方 ○転用の形態(譲渡・貸与の別、有償・無償の別) ○転用後の施設の目的 	
支援内容	<p>○補助対象施設の有効活用</p> <p>補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い、需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続きを簡素合理化(地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省庁の長の承認を受けたものとして取り扱い、転用を認める。用途や譲渡先について差別的な取り扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする)</p>	
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ○5月・9月・翌1月頃 地方公共団体が、内閣府に対して地域再生計画の認定申請 ○7月・11月・翌3月頃 内閣府が、地域再生計画を認定 	
備考		
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	<p>TEL : 03-5510-2475</p> <p>FAX : 03-3591-1974</p> <p>URL : http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/</p>

施策名	中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画の認定制度	区分（新規・継続・変更）
		継続
根拠条項	中心市街地活性化法第9条第1項	
概要	地域経済の中核を担う中心市街地において、都市機能の増進及び経済活力の増進を総合的かつ一体的に推進するため、市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組を集中的に支援。	
対象者	地方公共団体（市町村）	
支援要件	<p>中心市街地活性化基本計画の記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中心市街地活性化に関する基本的な方針 ○ 中心市街地の位置及び区域 ○ 中心市街地の活性化の目標（定量的な数値目標） ○ 計画期間（概ね5年以内） ○ 中心市街地活性化のための事業 ○ フォローアップの実施時期 ○ 地域の推進体制 <p style="text-align: right;">等</p>	
支援内容	<p>中心市街地活性化基本計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）」の交付率（40%→45%）及び提案事業枠（1割→2割）の拡大 ○ 「社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）」による都市機能のまちなか立地、空きビル再生等の支援 ○ 「中心市街地共同住宅供給事業」による優良な共同住宅の供給の支援 ○ 「街なか居住再生ファンド」による街なか居住再生に資する住宅等の整備事業等の支援 ○ 「中心市街地再興戦略事業費補助金事業」による商業施設等の整備、活性化につながるソフト事業等の支援 ○ 「大規模小売店舗立地法」の特例による中心市街地への大規模小売店舗の立地を促進 <p style="text-align: right;">等</p>	
支援手続スケジュール（予定でも可）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 随 時：地方公共団体（市町村）と内閣府との事前相談の実施 ○ 5月、10月、翌2月頃：地方公共団体（市町村）が内閣府に対して、中心市街地活性化基本計画の認定申請 ○ 6月、11月、翌3月頃：内閣総理大臣による、中心市街地活性化基本計画の認定 	
備考	申請受付は随時実施。	
連絡先	内閣府 地域活性化推進室	TEL：03-5510-2338 FAX：03-3591-8801 URL： http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/index.html

施策名	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (平成22年法律第36号)	区分(新規・継続・変更)
		継続
根拠条項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共建築物等木材利用促進法第10条(木材製造高度化計画の認定) ○ 公共建築物等木材利用促進法第12条(林業・木材産業改善資金助成法の特例) ○ 公共建築物等木材利用促進法第13条(森林法の特例) ○ 公共建築物等木材利用促進法第14条(国有施設の使用) 	
概要	<p>公共建築物等に適した木材を円滑に供給していくため、木材製造業者は施設整備等の木材製造高度化計画を策定し、農林水産大臣の認定を受けることが可能。その高度化計画に従って行う取組に対し林業・木材産業改善資金の償還期間を延長する等、設備投資に対する事業者負担を軽減。</p> <p>また、公共建築物の整備の用に供する木材生産に関する試験研究を行う場合、国有試験研究施設の使用において減額措置を行うことにより、事業者の経営上の負担を軽減し、木材に係る技術開発を促進。</p>	
対象者	木材製造業者等	
支援要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木材製造高度化計画の認定申請の記載事項は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 木材製造の高度化の目標 2. 木材製造の高度化の内容 3. 木材製造の高度化の実施期間 4. 公共建築物の整備の用に供する木材の製造の用に供する施設の種別及び規模 5. 当該施設の位置、配置及び構造 6. 木材製造の高度化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 7. その他木材製造の高度化を実施するための重要事項 ○ 国有試験施設の使用申請の記載事項は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究の概要 2. 国有の試験研究施設を使用して試験研究を行うことが当該試験研究を促進するため特に必要である理由 	
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木材製造高度化計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 林業・木材産業改善資金助成法に基づく林業・木材産業改善資金について、償還期間を10年から12年に延長。 2. 施設整備において森林における開発行為を行う場合、高度化計画の認定をもって林地開発の許可があったものとみなし、事務手続の負担を軽減。 ○ 国有試験研究施設を使用する場合の減額措置は以下のとおり。 公共建築物の整備を目的とする木造施設の火災実験等、公共性の高い実験を行う場合に限定し、国有の試験研究施設(消防庁消防大学校試験研究施設)の使用を時価からその5割以内を減額した対価で使用可能。 	
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 随時 木材製造業者と都道府県との事前相談の実施 ○ 随時 木材製造業者より、木材製造高度化計画の認定申請 ○ 随時 農林水産大臣により、木材製造高度化計画の認定通知等 ○ 随時 国有試験研究施設の減額使用認定の申請 ○ 随時 農林水産大臣により、認定書を交付 	
備考		
連絡先	農林水産省(林野庁) 林政部 木材利用課	TEL: 03-6744-2626 FAX: 03-3502-0305 URL: http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/

施策名	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	区分（新規・継続・変更）
		継続
根拠条項	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条、第7条、第9条、第10条～第17条、第41条	
概要	<p>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律は、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地・水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化（農林漁業者による加工・販売への進出等の「6次産業化」）に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策（「地産地消等」）を総合的に推進するもの。以下の計画認定制度を措置。</p> <p>○ 総合化事業計画の認定制度 農林漁業者等が取り組む総合化事業（農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動）に関する計画について、農林水産大臣が認定する制度。</p> <p>○ 研究開発・成果利用事業計画の認定制度 民間事業者等が、上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画について、農林水産大臣及び事業所管大臣が認定する制度。</p>	
対象者	農林漁業者等、民間事業者等	
支援要件	<p>総合化事業計画とは次に掲げる措置を行うもの。</p> <p>ア) 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓</p> <p>イ) 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善</p> <p>ウ) ア又はイに掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善</p> <p>研究開発・成果利用事業計画とは次に掲げる事業。</p> <p>ア) 新商品の原材料に適する新品種の育成、土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式又は農林水産物等の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の開発、品質管理の方法の開発その他の農林水産物等の生産又は販売の高度化に資する研究開発</p> <p>イ) 新商品の生産に要する費用の低減に資する生産の方式又は機械の開発、品質管理の方式の開発その他の新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発</p>	
支援内容	<p>○総合化事業計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業改良金融通法の特例（償還期限及び据置期間の延長等） ・ 林業・木材産業改善資金助成法の特例（償還期限及び据置期間の延長等） ・ 沿岸漁業改善資金助成法の特例（償還期限及び据置期間の延長等） ・ 農地法の特例（農地転用許可に係る手続の簡素化） ・ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例（草地の開墾等に係る手続の簡素化） ・ 都市計画法の特例（開発認可に係る手続の簡素化） ・ 食品流通構造改善促進法の特例（債務保証等） ・ 野菜生産出荷安定法の特例（指定野菜のリレー出荷による契約販売に対する交付金の交付） <p>○研究開発・成果利用事業計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法の特例（農地転用許可に係る手続の簡素化） ・ 種苗法の特例（出願料・登録料の減免） ・ 食品流通構造改善促進法の特例（債務保証等） 	
支援手続スケジュール（予定でも可）	<p>○総合化事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業者等が総合化事業計画を農林水産大臣（地方農政局等）に提出し、認定を申請 ・ 農林水産大臣が基本方針に照らし、適切なものと認めるときは認定 ・ 農林水産大臣は認定したときは、その旨を関係都道府県知事に通知 <p>○研究開発・成果利用事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者等が研究開発・成果利用事業計画を主務大臣（地方支分局等）に提出し、認定を申請 ・ 主務大臣が基本方針に照らし、適切なものと認めるときは認定 	
備考		
連絡先	<p>農林水産省 食料産業局企画課 TEL：03-3502-5742 FAX：03-3508-2417 食料産業局産業連携課 TEL：03-6744-2063 FAX：03-6738-6475 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html</p>	

施策名	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法	区分（新規・継続・変更）
		継続
根拠条項	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第21条	
概要	<p>農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費者までつないでいく事業活動に対して出資等による支援を実施。</p> <p>①出資 農林水産物等を生かした新たな事業活動の開拓に取り組む6次産業化事業体（六次産業化・地産地消法の計画認定を受けた合併会社等）を支援するための出資</p> <p>②貸付（劣後ローン） 出資を受けた6次産業化事業体に対する、民間金融機関等からの借入円滑化を図るための資本性劣後ローンの貸付</p>	
対象者	<p>支援対象者：農林漁業者と観光事業者等の2次・3次産業の事業者（パートナー企業）が連携して取り組む会社で、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の認定を受けた会社（6次産業化事業体）</p>	
支援要件	<p>対象事業活動は以下のとおり。</p> <p>○対象事業活動の主体が農林漁業者であること ○農林水産物又は農林漁業の生産活動の特色を生かすこと ○新商品の開発、生産若しくは需要の開拓、新たな販売の方式の導入若しくは販売の方式の改善、新役務の開発、提供若しくは需要開拓又は農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給若しくは需要の開発を行うことにより、国内外における新たな事業分野を開拓すること</p>	
支援内容	<p>①出資 6次産業化事業体を支援するための出資</p> <p>②貸付 出資を受けた6次産業化事業体に対する、民間金融機関等からの借入円滑化を図るための資本性劣後ローンの貸付</p>	
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①農林漁業者・事業者等の申請者は、サブファンド又はA-FIVEに対し相談・申請 ②申請された案件については、サブファンド及びA-FIVEにおいて審査を実施 ③A-FIVEによる出資同意決定 ④サブファンドによる出資決定</p>	
備考		
連絡先	<p>農林水産省 食料産業局産業連携課 TEL：03-6744-2063 FAX：03-6738-6475 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/yosan/pdf/26_fund.pdf</p>	

施策名	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）に基づく農商工等連携事業計画の認定	区分（新規・継続・変更） ----- 継続
根拠条項	農商工等連携促進法第4条	
概要	中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、互いの経営資源（技術・販路等）を活用し、新事業活動（新商品・新サービスの開発等）を行うことにより、需要の開拓を図る。	
対象者	中小企業者等	
支援要件	<p>農商工等連携事業計画の記載事項は以下のとおり。</p> <p>○中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して実施する事業であること ○それぞれの経営資源を有効に活用すること ○新商品若しくは新役務の開発、生産・提供又は需要の開拓を行うものであること ○中小企業の経営の向上かつ農林漁業者の農林漁業経営の改善が実現すること</p> <p style="text-align: right;">等</p>	
支援内容	<p>農商工等連携事業計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。</p> <p>○試作品開発等に対する補助金（補助率：2/3、上限：3000万円/計画） ○政府系金融機関による低利融資 ○中小企業信用保険法の特例 ○小規模企業者等設備導入資金助成法の特例 ○食品流通構造改善促進機構の債務保証 ○独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家によるアドバイス支援</p> <p style="text-align: right;">等</p>	
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業は経済産業局や独立行政法人中小企業基盤整備機構等に事前相談 2. 中小企業は農商工等連携事業計画を策定し、経済産業局長へ認定申請 3. 経済産業局は、申請された計画について、外部有識者等による評価委員会で審査後、経済産業局長が計画を認定 	
備考		
連絡先	<p>経済産業省 中小企業庁 TEL：03-3501-1767 新事業促進課 FAX：03-3501-7055 URL：http://www.chusho.meti.go.jp/</p>	

<p>施策名</p>	<p>中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（地域資源法）に基づく地域産業資源活用事業計画の認定</p>	<p>区分（新規・継続・変更）</p> <hr/> <p>継続</p>
<p>根拠条項</p>	<p>地域産業資源活用促進法第6条</p>	
<p>概要</p>	<p>中小企業が地域産業資源（鉱工業品、農林水産物、観光資源等）を活用し、新事業活動（新商品・新サービスの開発等）を行うことにより、需要の開拓を図る。</p>	
<p>対象者</p>	<p>中小企業者等</p>	
<p>支援要件</p>	<p>地域産業資源活用事業計画の記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が指定する地域資源を活用した事業であること ○域外への新たな需要が相当程度（5年間で総売上高の5%以上）の開拓が見込まれること等 	
<p>支援内容</p>	<p>地域産業資源活用事業計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○試作品開発等に対する補助金（補助率：2/3、上限：3000万円/計画） ○政府系金融機関による低利融資 ○中小企業信用保険法の特例 ○投資育成株式会社法に係る特例 ○独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家によるアドバイス支援 等 	
<p>支援手続 スケジュール (予定でも可)</p>	<p>支援を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業は経済産業局や独立行政法人中小企業基盤整備機構等に事前相談 2. 中小企業は地域産業資源活用事業計画を策定し、経済産業局長へ認定申請 3. 経済産業局は、申請された計画について、外部有識者等による評価委員会を審査後、経済産業局長が計画を認定 	
<p>備考</p>		
<p>連絡先</p>	<p>経済産業省 中小企業庁 新事業促進課</p>	<p>TEL : 03-3501-1767 FAX : 03-3501-7055 URL : http://www.chusho.meti.go.jp/</p>

施策名	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（新事業活動促進法）に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定	区分（新規・継続・変更）
		継続
根拠条項	新事業活動促進法第11条	
概要	異分野の中小企業が連携し、互いに経営資源（技術、販路等）を活用して、新事業活動（新商品・新サービスの開発等）を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図る。	
対象者	中小企業者等	
支援要件	<p>異分野連携新事業分野開拓計画の記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○異分野の中小企業者が2者以上集まっていること ○新商品・サービスの開発等を行うこと ○相当程度の需要を開拓すること ○新連携事業において一定の利益をあげること <p style="text-align: right;">等</p>	
支援内容	<p>異分野連携新事業分野開拓計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○試作品開発等に対する補助金（補助率：2/3、上限：3000万円/計画） ○政府系金融機関による低利融資 ○中小企業信用保険法の特例 ○特許料減免措置 ○投資育成株式会社法に係る特例 ○独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家によるアドバイス支援 <p style="text-align: right;">等</p>	
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業は経済産業局や独立行政法人中小企業基盤整備機構等に事前相談 2. 中小企業は異分野連携新事業分野開拓計画を策定し、経済産業局長へ認定申請 3. 経済産業局は、申請された計画について、外部有識者等による評価委員会で審査後、経済産業局長が計画を認定 	
備考		
連絡先	経済産業省 中小企業庁 新事業促進課	TEL：03-3501-1767 FAX：03-3501-7055 URL： http://www.chusho.meti.go.jp/

施策名	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定制度	区分（新規・継続・変更）
		継続
根拠条項	地域商店街活性化法第4条第1項	
概要	商店街が我が国経済の活力の維持及び強化並びに国民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、中小小売商業及び中小サービス業の振興並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与してきた商店街の活力が低下していることを踏まえ、商店街への来訪者の増加を通じた中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動について、経済産業大臣によるその計画の認定、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めることにより、商店街の活性化を図る。	
対象者	商店街振興組合等（商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合等）	
支援要件	<p>商店街活性化事業計画の記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商店街活性化事業の目標 ○商店街活性化事業の内容及び実施期間 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間（概ね3年間～5年間） ・商店街活性化事業の実施地域 ・地域住民のニーズ ・実施計画の内容及びその効果（定量的な数値目標） ○商店街活性化事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 <p style="text-align: right;">等</p>	
支援内容	<p>商店街活性化事業計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小商業活力向上補助事業における補助率の引き上げ（最大1/2→2/3） ○小規模企業者が認定計画の下で事業を行う場合に必要となる設備資金の無利子貸付の割合・限度額の引き上げ（最大貸付割合の1/2・限度額4,000万円→2/3・限度額6,000万円） ○信用保証の特例普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の保証限度額の別枠化 ○認定を受けた事業に供される土地等を譲渡した場合、その譲渡所得から1,500万円を上限とした所得控除 ○事業費の8割を限度に都道府県・市町村による高度化融資 ○（株）日本政策金融公庫による低利子融資による地域内の中小小売商業者等への事業資金の貸付け 	
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、商店街振興組合等から経済産業局に事前相談。 ○商店街振興組合等が商店街活性化事業計画を策定し、経済産業局長へ認定申請。 ○経済産業局は、申請された商店街活性化事業計画について、都道府県・市町村の意見を聴取。 ○経済産業局において、外部有識者による評価委員会の評価の後、経済産業局長が商店街活性化事業計画を認定。 	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○申請受付は随時実施。 ○地域商店街活性化法の正式名称は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律。 	
連絡先	<p>経済産業省（中小企業庁） 経営支援部 商業課</p>	<p>TEL：03-3501-1929 FAX：03-3501-7809 URL：http://www.chusho.meti.go.jp/</p>

施策名	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化支援事業計画の認定制度	区分（新規・継続・変更）
		継続
根拠条項	地域商店街活性化法第6条第1項	
概要	商店街振興組合等に対して行う商店街活性化事業計画の作成に必要な情報の提供及びこれと併せて行う商店街振興組合等の組合員又は所属員に対する研修、商店街活性化事業の実施についての指導・助言その他の商店街活性化事業の円滑な実施を支援。	
対象者	一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち、中小企業要件等の条件を満たすもの）	
支援要件	<p>商店街活性化支援事業計画の記載事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商店街活性化支援事業の目標 ○商店街活性化支援事業の内容及び実施期間 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間（概ね3年間～5年間） ・商店街活性化支援事業の実施地域 ・実施計画の内容及びその効果（定量的な数値目標） ○商店街活性化支援事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 <p style="text-align: right;">等</p>	
支援内容	<p>商店街活性化支援事業計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小商業活力向上補助事業にかかる補助率の引き上げ（最大1/2→2/3） ○信用保証の特例普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の保証限度額の別枠化 ○事業費の8割を限度に都道府県・市町村による高度化融資 ○（株）日本政策金融公庫による低利子融資による地域内の中小小売業者等への事業資金の貸付け 	
支援手続スケジュール （予定でも可）	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、一般社団法人等から経済産業局に事前相談。 ○一般社団法人等が、商店街活性化支援事業計画を策定し、経済産業局長へ認定申請。 ○経済産業局において、外部有識者による評価委員会の評価の後、経済産業局長が商店街活性化支援事業計画の認定。 	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○申請受付は随時実施。 ○地域商店街活性化法の正式名称は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律。 	
連絡先	<p>経済産業省（中小企業庁）</p> <p>経営支援部 商業課</p>	<p>TEL：03-3501-1929</p> <p>FAX：03-3501-7809</p> <p>URL：http://www.chusho.meti.go.jp/</p>

施策名	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通再編事業	区分（新規・継続・変更）
		新規
根拠条項	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の2	
概要	地方公共団体は、地域公共交通網形成計画に即して、面的な公共交通ネットワークの再構築を実施するための計画（地域公共交通再編実施計画）を定めることができ、計画が認定された場合特例制度を活用することができる。	
対象者	地方公共団体	
支援要件	<p>地域公共交通網形成計画に基づく地域公共交通再編実施計画の記載事項は、おおむね以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域公共交通再編事業を実施する区域 ○地域公共交通再編事業の内容及び実施主体 ○地方公共団体による支援の内容 ○地域公共交通再編事業の実施予定期間 ○地域公共交通再編事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 ○地域公共交通再編事業の効果 	
支援内容	<p>地域公共交通再編実施計画が国土交通大臣の認定を受けた場合の主な特例制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バスの路線、輸送力の設定等に関する許認可の審査基準の緩和 ○バスの運賃・料金の規制緩和（上限認可→届出） ○計画の維持を困難とするような行為の防止 ○事業が実施されない場合の勧告・命令 	
支援手続スケジュール (予定でも可)	—	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年5月21日改正地域公共交通活性化再生法を公布 ○改正地域公共交通活性化再生法の施行後、上記支援の実施が可能 	
連絡先	国土交通省総合政策局 公共交通政策部交通計画課	TEL : 03-5253-8275 FAX: 03-5253-1513 URL:http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/index.html

施策名	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素まちづくり計画制度	区分（新規・継続・変更）
		新規
根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律第7条	
概要	市町村は、人口と建築物が相当程度集中する都市部において、都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の利用促進、エネルギーの効率的な利用、みどりの保全・緑化の推進などによる低炭素まちづくりの促進に関する計画（低炭素まちづくり計画）を作成することができる。	
対象者	地方公共団体（市町村）	
支援要件	低炭素まちづくり計画の記載事項は区域のほか、おおむね以下の通り ○計画の目標 ○目標達成に必要な施策 <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の集約を図るための拠点となる地域の整備に関する事項 ・公共交通機関の利用の促進に関する事項 ・化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に関する事項 ・緑地の保全及び緑化の推進に関する事項 ・建築物の低炭素化の促進に関する事項 等 ○達成状況の評価に関する事項 ○計画期間	
支援内容	○集約都市開発事業の認定制度 都市機能の集約に寄与し、省エネ性能が一定以上であるなど、一定の要件を満たす都市開発事業を市町村が認定し、当該認定事業について、税制の特例、財政的支援を受けることが可能となる制度 ○関連する法律上の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・附置義務駐車施設を駐車機能集約区域に集約化させることについて、駐車場条例に定めることを可能とする駐車場法の特例 ・下水熱を利用するため、民間事業者が許可を受け、下水道の排水施設に接続設備を設け、下水を取水することを可能とする下水道法の特例 ・低炭素まちづくり計画に基づく公共交通機関の利用促進や貨物の運送の合理化事業の実施計画について、国土交通大臣の認定を受けた場合は、各事業法に基づき必要となる一定の許認可等を受けたものとみなすことで、事業者の負担を軽減する特例 等 	
支援手続スケジュール（予定でも可）	—	
備考		
連絡先	国土交通省都市局 都市計画課	TEL : 03-5253-8409 FAX : 03-5253-1590 URL : http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/

施策名	都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度	区分（新規・継続・変更）
		新規
根拠条項	都市再生特別措置法第81条	
概要	市町村は、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化に関する計画（立地適正化計画）を作成することができる。	
対象者	地方公共団体（市町村）	
支援要件	<p>立地適正化計画の記載事項は区域のほか、おおむね以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針 ○居住誘導区域（居住を誘導すべき区域）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策 ○都市機能誘導区域（居住に関連する施設の立地を誘導すべき区域）及び当該施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策 	
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○居住誘導区域に係る支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅整備を行う民間事業者による都市計画、景観計画の提案制度を導入 ○都市機能誘導区域に係る支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域内に誘導すべき施設について都市計画で「特定用途誘導地区」を定めた場合、用途・容積率規制を緩和 ・誘導施設への税財政、金融上の支援 	
支援手続 スケジュール (予定でも可)	—	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年5月〇〇日 改正都市再生特別措置法を公布 ○改正都市再生特別措置法の施行後、上記支援の実施が可能 	
連絡先	国土交通省都市局 都市計画課	TEL : 03-5253-8409 FAX : 03-5253-1590 URL : http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/